

日 薬 業 発 第 138 号
令 和 7 年 7 月 31 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

40歳未満の事業主健診情報等のNDBへの収載について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行一部の施行に伴い、厚生労働大臣は医療費適正化計画の策定に資するため、40歳未満の事業主健診情報の提供を事業者を求めることが可能となり、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会においてシステム改修等の準備が進められております。

今般、システム改修等の進捗状況等に基づき、40歳未満の事業主健診情報のNDBへの収載が令和8年2月より開始されるとのことですが、収載に使用される情報は既に保険者から支払基金等を通じて提供されており、事業者等に新たな事務負担は生じないとのことです。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

<別添>

- ・ 40 歳未満の事業主健診情報等の NDB への収載について
(令和7年7月28日付け保発 0728 第1号、厚生労働省保険局長)

保発 0728 第 1 号
令和 7 年 7 月 28 日

(別記) 事業者団体及び関係団体の長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

40 歳未満の事業主健診情報等の NDB への収載について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の一部の施行に伴い、厚生労働大臣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成等に資するため、必要があると認めるときは、事業者等に対し、医療保険等関連情報として 40 歳未満の事業主健診情報の提供を求めることが可能となっています。

また、令和 5 年 3 月 23 日開催の第 164 回社会保障審議会医療保険部会において、同規定に基づき、厚生労働大臣が事業者等から提供を受けた 40 歳未満の事業主健診情報については、令和 7 年度以降に NDB（National Database of Health Insurance Claims）への収載を開始する方針が了承され、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会（以下「支払基金等」という。）においてシステム改修等の準備を進めているところです。

今般、システム改修等の進捗状況等に基づき、40 歳未満の事業主健診情報の NDB への収載が令和 8 年 2 月より開始されます。

40 歳未満の事業主健診情報については、令和 5 年度より、被保険者が自身のマイナポータルで閲覧できるようにするため、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 2 項等の規定に基づき、保険者が事業者等から提供を受け、支払基金等に対して既に提供しており、NDB への収載は、当該提供情報をもって行うこととなります。このため、今回の 40 歳未満の事業主健診情報の収集に際して事業者等に新たな事務は生じません。

なお、医療保険等関連情報として提供される情報については、個人情報の保護を図るため、被保険者等の氏名等を削除し、匿名化・暗号化されたものであることを申し添えます。

以上の内容についてご了解いただくとともに、貴下会員その他関係機関等に

周知いただきますようお願い申し上げます。また、各都道府県におかれては、貴管内市町村、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に対して周知いただきますようお願い申し上げます。